

奈良県告示第六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、柿本土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和二年六月二日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	今西 文雄	葛城市柿本三三
〃	山本 美智子	〃 三一
〃	山本 明美	〃 一四〇
〃	林 岳則	〃 二五一一
〃	山本 衛	〃 三六
〃	吉河 義則	〃 三九
監事	生野 忠弘	〃 一〇九一一
〃	吉村 勲	〃 一三八

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	山本 衛	葛城市柿本三六・三七
〃	林 岳則	〃 二五一一
〃	吉河 義則	〃 三九
〃	吉河 祥隆	〃 三八一二
〃	生野 泰雄	〃 四一
〃	山本 美津男	〃 四四一一
監事	生野 忠弘	〃 一〇九一一
〃	吉村 勲	〃 一三八